

会則

制定 2016年1月1日

(名称)

第一条 本会は、JAFS ユーザー会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第二条 本会会長の所属する法人所在地に置く。

(目的)

第三条 本会はシンガポール日本通運株式会社が主宰する日通ペリカントラベルネット（以下、PTN と称する）と JAFS 利用契約を持つ法人（以下 JAFS ユーザーと称する）のうち、入会を希望する JAFS ユーザーによる任意加入の団体として PTN 営業本部、PTN 加盟店と共に切磋琢磨しながら会員の飛躍的な売り上げ増を目指します。

(活動)

第四条 本会は第三条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- (1) JAFS の効果的な利用方法の勉強や研修会
- (2) PTN 営業本部、PTN 加盟店との交流、情報共有や業務マッチング
- (3) 会員相互の親睦会
- (4) 会員相互に問題が発生した場合の仲裁、及び PTN 営業本部、PTN 加盟店と会員間の問題に対する仲裁。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員資格)

第五条 本会の会員資格は以下の通りとする。

JAFS ユーザーの代表および社員、スタッフ

(入会)

第六条 入会希望者は WEB サイトより所定の内容を入力して事務局に送信し、事務局が内容を確認して承認し、入会承認メールを返信した時点で入会とする。

(会費)

第七条 本会の会費は原則無料とする。ただし必要な場合には総会決議において決定し別途告知する。

(退会)

第八条 本会員の退会は、会員が退会意志を事務局に告知し、事務局が受領した時点で退会とする。なお、JAFS ユーザーが JAFS 利用契約を解除した場合は契約解除が成立した時点で自動退会となる。

(役員)

第九条 本会に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 相談役及び特別役員 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 1名

(役員の仕事)

第十条 会長は本会を総括し代表する。

副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。

相談役及び特別役員は本会の円滑な運営を行うために忠告及び助言する。

会計は本会の出納業務を担当する。

監査役は本会の業務を監査する。

(役員を選任)

第十一条 会長の選任は会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

副会長は会長が指名し選出する。

相談役及び特別役員ならびに会計は会長が選任し総会において承認する。

監査役は特別役員を兼務する。

(役員の仕事)

第十二条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員解任)

第十三条 役員が次のいずれかに該当するときは総会によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第十四条 本会の総会は会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。

総会は次に掲げる事項について審議し承認及び決定を行う。

- 1) 前年度の活動報告
- 2) 本年度活動計画の修正及び承認
- 3) 役員を選任及び解任
- 4) 前年度の会計報告
- 5) 本会則の改正
- 6) その他本会の運営に関し重要な事項

総会は会長が召集する。

総会の議長は会長がこれに当たる。

総会の決議は出席者の過半数の賛成により決定する。

本会の議決権は会議に出席した1JAFSユーザーにつき1票とする。

(役員会)

第十五条 本会の役員会は会長、相談役、及び特別役員、監査役をもって構成し、役員会の招集は会長が行う。

役員会は総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他の総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

役員会の議決は参加者の過半数の賛成をもって行う。

また、必要に応じ臨時に役員会を開催することができることとし、その際の議決権は電子文書をもって行使することも可能とする。

(活動年度)

第十六条 本会の活動年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(財産管理)

第十七条 本会の会計処理及び管理方法は役員会において決議する。

(会則の変更)

第十八条 本会の会則の改正は役員が発議し、役員会において決議する。

(その他)

第十九条 この会則に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

付則

この会則は2016年1月1日から施行する。

以上